

## 脱炭素による未来共創に関する連携協定書

大熊町（以下「甲」という。）及び中央区（以下「乙」という。）は、脱炭素による未来の共創に向けた連携に関し、次のとおり協定を締結する。

### （目的）

第1条 本協定は、地域循環共生圏の理念に基づき、甲及び乙が連携して脱炭素を軸とした広域的かつ共創による取組を推進することにより、ゼロカーボンシティの実現及び地域課題の解決を図り、もって甲の復興まちづくりの促進及び相互の持続可能な発展に寄与することを目的とする。

### （連携事項）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項について連携し、共創する。

- （1）再生可能エネルギーの創出及び利用拡大に関すること。
  - （2）職員の交流を通じた知見の共有、課題解決能力の向上その他の人材育成に関すること。
  - （3）住民の交流による脱炭素化に向けた環境学習の推進及び機運の醸成並びに地域活力の向上に関すること。
  - （4）乙による甲が取り組む企業誘致等に係る情報発信及び周知への協力、甲及び乙の区域に存する事業者の交流に係る支援その他の産業の振興に関すること。
  - （5）気候変動による気象災害その他の自然災害に適応した防災対策に関すること。
  - （6）森林の整備、間伐材の活用その他の持続可能な森林循環の確立による温室効果ガスの吸収源対策の推進に関すること。
  - （7）前各号に掲げるもののほか、甲乙協議の上必要と認めるもの
- 2 前項各号に掲げる事項の具体的な取組については、甲乙協議の上、決定するものとする。

### （連絡調整）

第3条 甲及び乙は、本協定による連携を円滑かつ効果的に推進するため、定期的に連絡調整を行うものとする。

(協定期間)

第4条 本協定の有効期間は、本協定の締結の日から5年間とする。ただし、当該期間の満了の日の1か月前までに甲又は乙から何らかの申出がないときは更に1年間更新するものとし、以後この例によるものとする。

(協定内容の変更)

第5条 甲又は乙が本協定の内容に係る変更を申し出たときは、その都度甲乙協議の上必要な変更を行うものとする。

(その他)

第6条 本協定に定めのない事項及び必要な事項については、甲乙協議の上、決定するものとする。

本協定の締結の証として、本協定書を2通作成し、甲及び乙それぞれ署名の上、各自1通を保有する。

令和6年1月18日

甲 大熊町  
福島県大熊町大字大川原字南平  
1717

大熊町長

乙 中央区  
東京都中央区築地一丁目1番1号

中央区長

